「資料1]

図書館法

昭和25. 4.30 法律第118号 改正 平成23.12.14 法律第122号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年 法律第207号)の精神に基き、図書館の設 置及び運営に関して必要な事項を定め、そ の健全な発達を図り、もって国民の教育と 文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。
- ② 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。(図書館奉仕)
- 第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
 - 1 郷土資料,地方行政資料,美術品,レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書,記録,視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式,磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

- 2 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 3 図書館の職員が図書館資料について十 分な知識を持ち、その利用のための相談 に応ずるようにすること。
- 4 他の図書館,国立国会図書館,地方公 共団体の議会に附置する図書室及び学校 に附属する図書館又は図書室と緊密に連 絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を 行うこと。
- 5 分館, 閲覧所, 配本所等を設置し, 及 び自動車文庫, 貸出文庫の巡回を行うこ と。
- 6 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資 料展示会等を主催し、及びこれらの開催 を奨励すること。
- 7 時事に関する情報及び参考資料を紹介 し、及び提供すること。
- 8 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 9 学校, 博物館, 公民館, 研究所等と緊 密に連絡し. 協力すること。

(司書及び司書補)

- 第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書 及び司書補と称する。
- ② 司書は、図書館の専門的事務に従事する。
- ③ 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

- **第5条** 次の各号のいずれかに該当する者は、 司書となる資格を有する。
 - 1 大学を卒業した者で大学において文部 科学省令で定める図書館に関する科目を 履修したもの
 - 2 大学又は高等専門学校を卒業した者で 次条の規定による司書の講習を修了した

\$0

3 次に掲げる職にあった期間が通算して 3年以上になる者で次条の規定による司 書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

- ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高 等専門学校の附属図書館における職で 司書補の職に相当するもの
- ハ ロに掲げるもののほか,官公署,学校又は社会教育施設における職で社会教育主事,学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの
- ② 次の各号のいずれかに該当する者は、司 書補となる資格を有する。
 - 1 司書の資格を有する者
 - 2 学校教育法(昭和22年法律第26号)第 90条第1項の規定により大学に入学する ことのできる者で次条の規定による司書 補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

- 第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、 文部科学大臣の委嘱を受けて行う。
- ② 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全 な発達を図るために、図書館の設置及び運 営上望ましい基準を定め、これを公表する ものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の 状況について評価を行うとともに、その結 果に基づき図書館の運営の改善を図るため 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館 奉仕に関する地域住民その他の関係者の理 解を深めるとともに、これらの者との連携 及び協力の推進に資するため、当該図書館 の運営の状況に関する情報を積極的に提供 するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

- 第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を2部提供するものとする。
- ② 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設 置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、 当該図書館を設置する地方公共団体の条例 で定めなければならない。

第11条 削除(昭42法120)

第12条 削除(昭60法90)

(職員)

- 第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館 を設置する地方公共団体の教育委員会が必 要と認める専門的職員,事務職員及び技術 職員を置く。
- ② 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督 して、図書館奉仕の機能の達成に努めなけ ればならない。

(図書館協議会)

- 第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。
- ② 図書館協議会は、図書館の運営に関し館 長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う 図書館奉仕につき、館長に対して意見を述 べる機関とする。
- 第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館 を設置する地方公共団体の教育委員会が任 命する。
- 第16条 図書館協議会の設置,その委員の任命の基準,定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については,当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において,委員の任命の基準については,文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館 資料の利用に対するいかなる対価をも徴収 してはならない。

第18条及び第19条 削除(平20法59)

(図書館の補助)

- 第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。
- ② 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、 政令で定める。

第21条 削除(平11法87)

第22条 削除 (昭34法158)

第23条 国は、第20条の規定による補助金の 交付をした場合において、左の各号の1に 該当するときは、当該年度におけるその後 の補助金の交付をやめるとともに、既に交 付した当該年度の補助金を返還させなけれ ばならない。

- 1 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 2 地方公共団体が補助金の交付の条件に 違反したとき。
- 3 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の 交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除(昭42法120)

(都道府県の教育委員会との関係)

- 第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書 館に対し、指導資料の作製及び調査研究の ために必要な報告を求めることができる。
- ② 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

- 第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館 の事業に干渉を加え、又は図書館を設置す る法人に対し、補助金を交付してはならな い。
- 第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館 に対し、その求めに応じて、必要な物資の 確保につき、援助を与えることができる。 (入館料等)
- 第28条 私立図書館は、入館料その他図書館 資料の利用に対する対価を徴収することが できる。

(図書館同種施設)

- 第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれ を設置することができる。
- ② 第25条第2項の規定は、前項の施設について準用する。

附則略